令和8年度（2026年度）版

お役立ち帳

茨木市企業支援制度集

次なる茨木へ。

茨木には、次がある。













茨木市

（作成：くらし産業環境部 産業振興課 企業支援グループ）

◆　茨木市の企業支援グループではこんなことをしています。



「企業支援グループ」の活動、取組みは？

市内企業（事業所）の皆さまが、本市にどのような施策や情報を求められているのかをお尋ねし、市内企業の皆さまの今後の事業展開を積極的・継続的に支援しています。

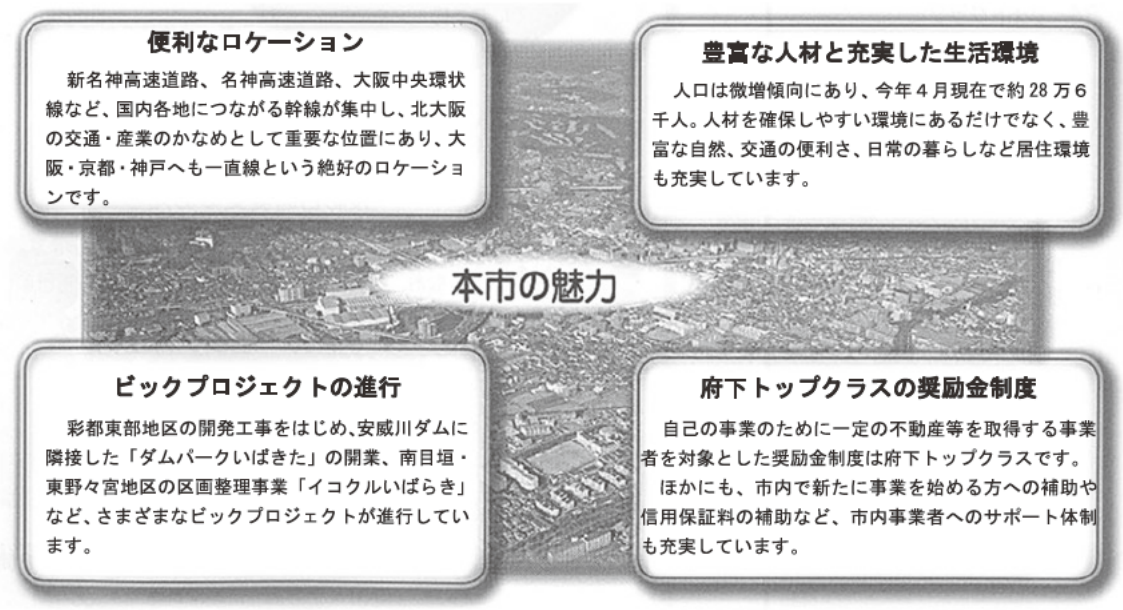
① 支援制度の紹介
皆さまが活用できる支援制度を「お役立ち帳」を通じて紹介しています。

② 都市計画の情報提供
本市のビッグプロジェクトをはじめとした都市計画情報をお伝えしています。

③ 市内企業の広報活動
市民の皆さまに、より市内企業を知っていただくための取組みを行っています。

④ 総合窓口サービス（ワンストップサービス）
市内での事業継続に関する相談を円滑に進めるため、関係部署と調整します。

◆　茨木市での立地には多くの魅力があります。



【 市内企業の皆さまへ 】

市ホームページでは、市内企業さま向けの取組や、産業活性化に向けた取組をまとめたページを作成しております。右の QR コードからもご覧いただけますので、ぜひご活用ください。

茨木市　企業支援　検索

メ　ニ　ュ　ー　（　目　次　）

1　商工業振興関連制度

①地域中核企業立地促進制度（奨励金）…… 1
中小企業経営アドバイザー無料相談…… 1
②先端設備等導入計画の認定…… 2
③産学連携スタートアップ支援事業補助金…… 3
事業継続力強化支援計画について…… 4
企業の魅力発信や人材確保に活用できるイベント … 4
④企業立地マッチング促進事業…… 5
⑤成長産業特区における税制支援…… 6
地域未来投資促進法に基づく支援措置…… 6
⑥人材育成支援事業補助金…… 7
⑦中小企業振興資金融資制度…… 8
⑧中小企業設備投資応援資金融資制度…… 9
⑨創業支援利子補給制度……10
新型コロナウイルス感染症関連融資に係る
利子補給制度……10
⑩信用保証料補助制度……11
⑪正規雇用促進奨励金制度……12
⑫障害者雇用奨励金制度……13
⑬合理的配慮の提供支援助成金……14
⑭障害理解促進事業補助金……15

2　環境管理、緑化関連制度

①環境管理制度認証取得事業補助制度……16
②省エネ・省 CO_2 設備導入補助制度……17
環境ボランティアを活用する職場内研修…18
公害関係法令・専用水道等に関する相談…18
エコポイント協賛事業所の募集について…18
「事業系ごみの減量」についての出前講座 …18
エコショップ認定制度……18
③民有地緑化事業補助制度……19

3　建築物耐震等関連制度

①　民間建築物の耐震診断補助制度 ……20
建築相談会について ……20

◆　その他のお知らせ

①会社のＰＲ活動について ……21
②事業者等の提案を募集しています ……21
③ふるさと寄附金返礼品の協力事業者募集 …21
④ロケーション撮影協力施設募集 ……22
⑤企業等資料・情報の提供 ……22
⑥ビジネス書要約サービス「フライヤー」….22
⑦LGBT フレンドリー企業 ……22
⑧市施設の利用について ……23
⑨企業と市民活動のマッチング ……23
⑩産業情報サイト「あい・きゃっち」の活用について ……24
⑪企業における人権問題研修等に係る支援・
いばらきにじいろ相談について… ……24
⑫統計情報の提供について ……24
⑬茨木地区人権推進企業連絡会 ……25
⑭ブロック塀等撤去事業補助制度 ……25
⑮障害者雇用をお考えの事業主様へ ……26
⑯働きやすい職場づくりに取り組む企業について……26
⑰茨木市勤労者互助会について ……27
⑱就労に課題を抱える方への支援 ……27
⑲合同就職面接会のご案内 ……27
⑳省エネ診断受診事業補助金 ……28
㉑ゲートキーパー養成講座 ……28
㉒消費生活センター出前講座 ……28
㉓市ブランドメッセージ（ロゴ）の
活用について ……28

1－①

1　商工業振興関連制度

制度名	地域中核企業立地促進制度（奨励金）
制度概要	市への新たな企業等の立地促進と、市内企業等の新たな建物や設備への投資を支援するため、事業者の皆さまに奨励金を交付する制度です。
対象事業者	・本社機能が市内に所在する企業、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人 ・令和８年１月１日以前から継続して市内で事業所を操業している市外本社企業等（物流業は対象外） ・学校法人（大学または短期大学であって本社機能は問わない）
対象不動産等	市内において自己の事業の用に供する次の土地、建物、償却資産 ①新たに取得した 500 ㎡以上の土地（１年以内に建物の建設に着手） ②500 ㎡以上の自社の土地に新築・建替え・増築した延べ床面積 500 ㎡以上の建物 ③建物を新築、建替え、増築したことに伴い導入した取得額の合計が3,000 万円以上の設備（償却資産） ※既存の建物に3,000万円以上の設備を導入しただけでは対象になりません。 ※住宅の分譲や賃貸事業（店舗等併用住宅を含む）、風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業に供するものは除きます。 **※その他、一定の要件があります。**
奨励金	対象不動産等に課せられる固定資産税・都市計画税相当額の２分の１の額 ※１年度当たり上限額：１億円
交付期間	対象不動産等に初めて課税される年度から３年間
手続き等	本制度の対象となるかどうかを**事前に**担当窓口までご相談ください。
担当窓口（部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	詳細は右のQRコードから

「中小企業経営アドバイザー無料相談」について

事業所の経営革新や新事業進出、創業者やベンチャー企業などを支援するため、中小企業経営アドバイザー（中小企業診断士）を配置して、無料の相談窓口を設けています。

ご希望がありましたら、事業所への訪問もさせていただきます。

【相談日】

主に毎週月・木・金曜日午前 10 時から午後５時まで（**予約優先**）

※相談日は変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

くらし産業環境部　産業振興課　商工観光グループ（本館７階）

TEL：072-620-1620



制度名	中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定
制度概要	中小企業者が策定する生産性を高めるための設備を導入する先端設備等導入計画について、市が策定した導入促進基本計画に合致する場合に認定を行います。認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。
対象事業者	市内の事業所において設備投資を行い、中小企業等経営強化法第２条第１項に該当する中小企業者（一般社団法人、一般財団法人、医療法人、歯科法人、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、農業協同組合、農事組合法人、森林組合などは除く）
支援措置	・認定を受けた中小企業者のうち一定の要件および賃上げ表明に関する要件を満たした場合、生産性を高めるための設備投資に係る償却資産の固定資産税の軽減が受けられます。 ・1.5％以上の賃上げ表明されたもの ：３年間、課税標準を1/2に軽減 ・３％以上の賃上げ表明されたもの ：５年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和９年３月31日までに取得した設備 ・設備の取得にあたり民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。
計画認定を受けるための手続きフロー	①先端設備等導入計画を作成 ②認定支援機関（商工会議所等）に計画書の確認を依頼し、確認書を入手 ③市に計画書を提出し、市が認定書を交付 （工業会証明書の提出が不要になりました）
担当窓口（部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	詳細は右の QR コードから

1－③

制度名	産学連携スタートアップ支援事業補助金
制度概要	市内事業者の技術開発力の向上や製品の高付加価値化をはかるため、産学連携による新技術や新製品・新サービスの研究開発等に必要な経費の一部を補助金として交付します。
補助対象事業	具体的な新技術や新製品または新サービスの研究開発、技術革新などに関し、大学等と以下①～④の連携によって当該年度内に完結する事業（交付決定までに既に事業を開始している場合は対象外となります。） ①アイデア、デザイン提案 ②委託試験、調査、分析 ③共同研究 ④技術指導　など ※同一の補助対象事業で年度がまたがる場合は、**３か年**を限度とします。
補助対象者	中小企業者（みなし大企業は除く）・中小企業団体・その他市長が特に認める者　※ただし、市内に事業所または研究所があり、補助金の交付申請を行う日において、引き続き１年以上同一事業を営んでいること。
上限額	・連携する大学が、**市内大学等**（※）の場合、上限額は 500 万円 ・連携する大学が、**上記以外の大学**の場合、上限額は 300 万円 ※市内大学等は、以下１４大学となります。 追手門学院大、梅花女子大、藍野大・短大、立命館大、大阪大 大阪成蹊大・短大、龍谷大、大阪行岡医療大、大阪保健医療大 奈良女子大、大阪医科薬科大、京都芸術大 ※ただし、同一の補助対象事業で年度がまたがる場合の補助金額の合計額は、３年間で 1,000 万円まで。
補助対象経費	大学との連携により、必要となる大学に支払う経費や試作品の製作などに伴う原材料費や設計・加工の外部委託費　など
補助率	補助率　２分の１　以内 ※国・大阪府その他公共団体の補助金を受ける場合は対象経費から控除します。
交付申請等	詳しくは**事業開始前**に担当窓口へご相談ください。
募集期間	令和８年度実施事業：募集…終了 令和９年度実施事業：令和９年３月予定 ※募集の際は市ホームページに掲載します。
補助対象事業例	・駅前の商店：商品のデザインや新たなサービスの共同開発 ・中小製造業：生産技術の高度化に係る共同研究 ・ベンチャー企業：市場調査を大学へ依頼　など
担当窓口（部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	茨木市　スタートアップ　検索

「事業継続力強化支援計画」について

大規模な自然災害、感染症などにより、事業活動の継続に支障をきたす事態が生じています。

こうした課題へ対応するため、商工会議所とともに小規模事業者の事業継続力強化に向けた取組を支援する「事業継続力強化支援計画」を作成し、大阪府の認定を受けました。小規模事業者に対して、災害リスクや事前対策の必要性等を情報発信し、普及啓発や取組意欲の喚起を図ります。

【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ（本館７階）
TEL：072-620-1620

企業の魅力発信や人材確保に活用できるイベント等のご紹介

茨木市では、市内企業を発信するイベントを実施しています。
企業の認知度向上や魅力発信、人材確保につながる機会としてご活用いただけます。
詳細は産業振興課（072-620-1620）へお問い合わせください。

イベント名	実施時期	内容	備考
オープンカンパニー「いばらき､クルクル。」	毎年 11～12 月ごろ	事業所や工場などを外部に公開し、見学や体験を行うイベント	企業向けの説明会を毎年 6～7 月ごろ実施 詳細は QR コード
若者向け職業体験イベント	毎年 11 月ごろ	中高生や学生向けの、参加者体験型の取組紹介等を行うイベント	企業向けの説明会を毎年 7 月ごろ実施 詳細は QR コード

1－④

制度名	企業立地マッチング促進事業
制度概要	市内で事業用地をお探しの方に、大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部（以下、宅建協会）と全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部（以下、不動産協会）の協力を得て、北大阪地区の不動産会社から収集した土地建物情報をご提供する制度です。
対象者	市内での事業拡張、移転のために、市内の土地建物情報の提供を希望する企業の方（※市外企業の方もご活用いただけます。）
対象不動産等	工場、研究所、物流センター等の事業活動の用に供する土地や施設 ※賃借も対象となります。
手続きフロー	①市内の土地建物情報の提供を希望する企業が市に申請書を提出 ②市から各協会（宅建協会、不動産協会）に対して土地建物情報の提供を依頼（企業名は匿名） ③各協会から北大阪地区の不動産会社（約 1,300 社）に対して土地建物情報を照会 ④各協会が収集した土地建物情報を市に報告 ⑤市から立地希望企業に土地建物情報を提供 ⑥立地希望企業が土地建物情報の内容を検討し、購入や賃借を検討する場合は、直接不動産会社に連絡 ⑦立地希望企業が交渉の経過を市に報告
手続き等	申請書(Ａ４用紙１枚)に必要事項を記入して提出いただきます。まずは下記担当窓口までご連絡ください。 ※申請書は下記ＨＰからダウンロードできます。
その他	・本市以外の土地建物情報の収集には利用できません。 ・不動産会社との交渉、契約には本市、各協会は責任を負いません。 ・法令及び本市の条例、規則、要綱等の条件は当事者同士で確認をお願いします。
担当窓口（部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	茨木市　マッチング　検索

制度名	成長産業特区※における税制支援
制度概要	特区地域に進出し、事業計画の認定を受けた事業者に対し、対象となる市税の軽減措置を行います。
対象区域	彩都西部地区、東芝大阪工場跡地、大阪大学吹田キャンパス（うち茨木市域）
対象税目	法人市民税、固定資産税、都市計画税
対象事業	「ライフサイエンス分野」「カーボンニュートラル分野」「イノベーションの創出に資する先端的な基盤技術分野」関係事業、またはこれらの分野を支援する事業で、大阪府の事業計画の認定を受けた事業
軽減内容	特区に新たに進出する場合、５年間ゼロ＋５年間２分の１（最大の場合） （市内からの移転等の場合、従業者数の増加割合等により軽減内容が異なります。）
事業計画の認定方法・期間	方法：事業者が作成する「成長産業事業計画」について市長が認定します。（事業計画については、令和 11 年３月 31 日までに大阪府知事から認定を受ける必要があります。） 期間：平成 28 年４月１日～令和 11 年３月 31 日
軽減措置を受けるための手続き	事業計画の認定を受けた事業者が、毎年度、認定成長産業事業実績報告書及び認定成長産業事業用固定資産状況報告書を市長に提出し、報告内容に基づき市長が決定した割合に応じて市税を軽減します。 ※各項目についての詳細は、下記担当窓口までお問い合わせください。
担当窓口（部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	茨木市　成長特区　検索

※成長産業特区……大阪府の成長産業特別集積区域のうち、上記「対象区域」になります。

地域未来投資促進法に基づく支援措置について

大阪府とともに地域未来投資促進法に基づく基本計画を作成し、国の同意を得ました。

産業集積を生かして高い付加価値を創出するなど、地域経済を牽引する事業を行う事業者は、基本計画に基づく地域経済牽引事業計画を作成し、大阪府知事の承認を受けると、設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることができます。

地域経済牽引事業として求められる事業内容は、「地域の特性の活用」「高い付加価値の創出」「地域の事業者に対する相当の経済的効果」を満たす事業としています。

詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ（本館７階）

1－⑥

制度名	人材育成支援事業補助金
制度概要	中小企業の経営管理や専門技術などの能力開発を図るために、中小企業の役員及び従業員が受講する研修の受講料の一部を補助する制度です。
支給対象	中小企業基本法に定める市内中小企業者（個人事業主は対象外）
補助内容	※令和７年４月に改正を行い、対象事業が拡大されました。 次の３事業に要する経費 ①研修の受講 役員又は従業員が外部で受講する、下記の内容の研修の受講料 （研修内容）経営、企画、財務、販売促進、生産管理、技術力向上、組織力向上 ②自社で企画・実施する研修に要する費用のうち、下記に該当するもの （対象経費）講師謝礼、会場・機材借上料、教材費 ※新人研修は対象外となります。 ③副業人材等の活用 副業人材の活用にかかる経費のうち、次に該当するもの（国の地方創生施策を活用し、人材紹介事業者が紹介したものに限る） ・人材紹介事業者への手数料等 ・副業人材等への業務委託費 ※国のプロフェッショナル人材事業や、大阪府のプロ人材などがあります。詳しくは各機関のホームページをご覧ください。
補助金額等	【補助金額】対象経費の２分の１以内（消費税等は対象となりません。） 【補助限度額】１企業あたり 10 万円
手続き等	補助対象となる事業の完了から３か月以内に、必要書類を揃えて担当窓口にご申請ください。詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。
担当窓口（部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	

制度名	中小企業振興資金融資制度
制度概要	市内で事業を営む小規模企業者（個人事業主含む）の皆さまが、金融機関から事業に必要な資金を低金利で借入れできる融資制度です。 大阪信用保証協会の審査がある保証付融資です。
申込人の資格	【営業経歴】市内で、同一事業を 6 か月以上引き続き営んでいる方 【対象業種】製造業、不動産業、運送業、通運業、倉庫業、印刷業、出版業、飲食店業、保険媒介代理業、サービス業（サービス業のうち、融資対象外の業種あり）、郵便業、電気通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、物品販売業 ※融資対象についての詳細は、**産業振興課**までお問い合わせください。 ※風俗営業または風俗関係営業に該当するものを除きます。 【事業規模】常時使用する従業員が 20 人以下の会社、商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）は 5 人以下の会社等 【条　　件】市税の滞納がないこと
融資限度額	1 事業者について　1,250 万円（原則無担保）
資金使途	茨木市内の事業所への運転資金及び設備資金 ※転貸資金や債務返済のための借入金などは認められません。
融資条件	【融 資 利 率】融資期間 5 年以内：年 1.15％（令和 8 年 4 月 1 日時点） 融資期間 5 年超 10 年以内：年 1.25％（令和 8 年 4 月 1 日時点） **※融資利率は金融情勢によって変わることがあります。** 【融 資 期 間】10 年以内 【返 済 方 法】毎月元金均等分割返済 （据置期間 12 か月以内） 【連帯保証人】個人の場合：原則として不要 法人の場合：原則として法人代表者のみ必要 ※事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者、営業許可名義人の方等は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合あり。
手続き等	融資の申込みには印鑑証明書や納税証明書などの書類が必要です。 融資の申込み手続きは、必ずご自身でお申込みください。常時、取扱金融機関で受け付けをしています。
担当窓口	くらし産業環境部　産業振興課　経営支援グループ　（本館 7 階） TEL：072-620-1620
参考	・一定要件のもと制度融資を利用している方に「信用保証料」の補助を実施しています。詳しくは 1 －⑩「信用保証料補助制度」をご覧ください。 ・取扱金融機関は、下記ＨＰを参照してください。
インターネット検索	茨木市　融資　検索

制度名	中小企業設備投資応援資金融資制度
制度概要	市内で事業を営む中小企業の皆さまが、金融機関から設備投資に必要な資金を低金利で借入れできる融資制度です。 大阪信用保証協会の審査がある保証付融資です。
申込人の資格	【営業経歴】 ＜**一般型**＞市内において、事業を営んでいる方。経営基盤の強化に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。 <DX･ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ型>一般型の資格に加えて、ＤＸ・カーボンニュートラルに関する資金として申込をされる方。 ＜**計画認定型**＞一般型の資格に加えて、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に係る新事業活動を営む方、認定先端設備等導入計画に基づき設備導入を行う方、中小企業強靭化法に規定する認定事業継続力強化計画**または**認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方、経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第 31 条の認定を受けた方。 ※＜一般型＞と比べて、信用保証料が優遇されます。 【対象業種】製造業、不動産業、運送業、通運業、倉庫業、印刷業、出版業、飲食店業、保険媒介代理業、サービス業（サービス業のうち、融資対象とならない業種あり）、郵便業、電気通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、物品販売業 ※融資対象についての詳細は、**産業振興課**までお問い合わせください。 ※風俗営業または風俗関係営業に該当するものを除きます。 【事業規模】資本または出資の総額が３億円（卸売業１億円、小売業・サービス業 5,000 万円）以下の会社、常時使用する従業員数が 300 人（卸売業・サービス業は 100 人、小売業は 50 人）以下の会社等
融資限度額	１事業者について　3,000 万円（原則無担保）
資金使途	茨木市内の事業所への設備資金及び設備資金に付随する運転資金（設備資金の２分の１以内） ※転貸資金や債務返済のための借入金などは認められません。
融資条件	【融 資 利 率】年 1.25％以下の金融機関所定（令和 8 年 4 月 1 日時点） 【融 資 期 間】10 年以内 【返 済 方 法】毎月元金均等分割返済 （据置期間 12 か月以内） 【連帯保証人】個人の場合：原則として不要 法人の場合：原則として法人代表者のみ必要 ※事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者、営業許可名義人の方等は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合あり。
手続き等	融資の申込みには、印鑑証明書や納税証明書などの書類が必要です。融資の申込み手続きは、必ず**ご自身で**お申込みください。 常時、取扱**金融機関で**受け付けをしています。
担当窓口 （部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　経営支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
参考	・一定要件のもと制度融資を利用している方に「信用保証料」の補助を実施しています。詳しくは１－⑩「信用保証料補助制度」をご覧ください。 ・取扱金融機関は、下記ＨＰを参照してください。
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ検索	**茨木市　応援資金**　検索

制度名	創業支援利子補給制度
制度概要	市内での創業を促進するため、創業融資に係る利子補給制度を実施しています。特定創業支援等事業（※）を受け、市の証明書の交付を受けた創業者が、補給の対象となる融資を利用した場合、支払済の利子に対し補給を行います。
対象者	①特定創業支援等事業に係る市の証明を受けた方 ②上記①の証明の交付を受けた後、令和９年３月 31 日までに利子補給対象融資の実行を受けた方 ③創業して５年を経過するまでに利子補給対象融資の実行を受けた方 ④借入金を市内の事業所の運転資金又は設備資金に充てる方 ⑤申請時点で市内に事業所を有し、かつ市内で事業継続の意思がある方 ⑥市税を滞納していない方
利子補給対象融資	①大阪府の開業・スタートアップ応援資金（６００万円超） ②日本政策金融公庫の各融資制度 ③北おおさか信用金庫独自の融資制度（プロパー融資） （令和９年３月 31 日までに実行されたもの）
交付対象期間	証明書の発行日以降、最初の補給対象融資の実行日から３年
利子補給金額	支払った利子のうち１％相当分（各年度上限 10 万円）
申請手続	毎年１月～12 月の返済実績に基づき、翌年１月に申請
担当窓口（部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　経営支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	茨木市　利子補給　検索

コロナ関連

新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給制度

市内小規模企業者が、３年間の国の利子補給等の適用を受けた対象融資を利用した場合、市が独自に引き続き、２年間の支払い済みの利子に対し補助を行います。

【対象者】

次の全てに該当する、市内に事業所をおき、事業を営む小規模企業者

①利子補給対象融資の実行を受けた方

②国の利子補給等を受けた方　　③市税を滞納していない方

【利子補給対象融資】

①大阪府制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）

②日本政策金融公庫の融資制度（詳しくは市 HP をご確認ください）

③商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付

【補助金額】

支払った利子の額（限度額は１事業者あたり各年度 10 万円、総額 20 万円）

【交付対象期間】

国の利子補給等終了から２年

【申請受付】

毎年１月に受付　※前年の返済実績に基づき、翌年１月に申請受付

【担当窓口（部課係名）】

くらし産業環境部　産業振興課　経営支援グループ　（本館７階）

TEL：072-620-1620

制度名	信用保証料補助制度
制度概要	融資金額 600 万円以下の制度融資利用者に、信用保証料の補助を実施しています。
対象者等	【対象者】 市内で事業を営んでいる方 【補助対象融資制度】 次の融資制度を利用し、融資金額が 600 万円以下の方 ①茨木市中小企業振興資金 ②茨木市中小企業設備投資応援資金 ③大阪府の経営安定サポート資金 ④大阪府の小規模企業サポート資金 （小規模資金・地域支援ネットワーク型） ⑤大阪府の開業・スタートアップ応援資金 （開業資金・地域支援ネットワーク型） ⑥大阪府の経営改善サポート資金 ※ただし、茨木市以外にある店舗等に係る融資でないこと。
補助金額	支払った保証料の額（ただし、保証料率１％までを上限とする。）
手続き等	**貸付日から３か月以内**に、次の①～⑥（④以外）を**すべて**ご持参のうえ、補助申請手続きを行ってください。 ①信用保証委託申込書（写） ②金融機関から交付される「信用保証決定のお知らせ」（写） ③金融機関返済予定表（写） ④市税の完納証明書（既に納期の経過した市税に未納がある場合は対象となりません。） ※事前にご準備していただく必要はありません。 ⑤振込み先の確認できるもの（通帳等） ⑥印鑑（法人の場合は実印） ※①～③の書類はお返ししておりませんので、必ず**写しをご提出**ください。
担当窓口（部課係名）	くらし産業環境部　産業振興課　経営支援グループ　（本館７階） TEL：072-620-1620
インターネット検索	

制度名	正規雇用促進奨励金制度

制度概要

失業中の市民等を正規労働者として雇用した事業主及び非正規労働者として働く市民等を正規労働者に転換した事業主の方に、奨励金を交付する制度です。

対象となる事業主

次の**いずれにも該当**する事業主

①中小企業事業主若しくは同規模の一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、医療法人等であって、かつ、中小企業事業主と同規模の事業主であること
②雇用保険適用事業所の事業主であること
③対象となる労働者の雇入れ、又は転換の日から６か月間、労働者を雇用継続し、その期間の給与を支払った事業主であること
④対象となる労働者を雇入れ、又は転換の前後６か月、事業主の都合により労働者を解雇していないこと
⑤市税の滞納がないこと
⑥労働者災害補償保険、厚生年金、健康保険の加入が適用される場合は、当該保険に加入していること
⑦労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、法令に適合した就業規則等を整備している事業所であること
⑧奨励金の受給終了後も相当期間、正規雇用することが確実であること

対象となる方

次の①～⑤のいずれかに該当する方（雇用先の事業主の二親等以内の親族を除く）

市民又は正規労働者になった日から３か月以内に茨木市に転入した方で、申請日においても**市民**である

- ３か月以上失業期間があり、正規労働者として市内事業所で雇用された
 - ①前職を、事業主の都合により離職した方（本人の責に帰すべき事由及び定年による離職者は除く）
 - ②正規労働者として雇用した日から定年年齢に達する日までの期間が５年以上である（定年制ありの場合）
 - ③65 歳未満である（定年制なしの場合）
- 同一事業所で雇用又は派遣され、転換により、雇用期間以外の労働条件の待遇が改善した
 - ④正規労働者への転換の日から定年年齢に達する日までの期間が５年以上である（定年制ありの場合）
 - ⑤転換の日において 65 歳未満である（定年制なしの場合）

奨励金の額・交付人数

交付対象事業主	正規労働者１人あたりの交付金額	１年度における交付人数
中小企業事業主又は一般社団法人等	３０万円	２人まで
	２０万円（非正規労働者を正規労働者に転換した場合）	
	１０万円（１週間の所定労働時間が同事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短時間の場合）	
働きやすい職場づくり推進事業所認定事業所	**４０万円**	
	３０万円（非正規労働者を正規労働者に転換した場合）	
	２０万円（１週間の所定労働時間が同事業主に雇用される一般的な正規労働者と比較して短時間の場合）	

交付申請等

正規労働者として雇用した日または正規労働者への転換の日から６か月経過後の３か月以内。ただし、６か月分の給与支払い後※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

担当窓口（部課係名）

くらし産業環境部　産業振興課　企業支援グループ　（本館７階）
TEL：072-620-1620

インターネット検索

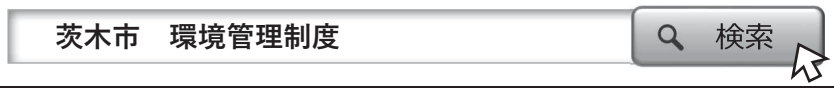
茨木市　正規雇用　検索

<table>
<tr><th>制度名</th><th>障害者雇用奨励金制度</th></tr>
<tr><td>制度概要</td><td>障害者を雇用する事業主の方に、奨励金を支給する制度です。</td></tr>
<tr><td>支給対象</td><td>市内に住所を有する知的障害者、精神障害者、重度身体障害者を雇用保険の一般被保険者として雇用しており、特定求職者雇用開発助成金を受給した従業員数が 300 人以下の事業主の方
ただし、令和６年４月１日以降に支給対象期（第１期）の初日が到来する申請については、市外に事業所を置く特例子会社等は除きます。</td></tr>
<tr><td>支給対象期間及び支給額</td><td>
<table>
<tr><th>対象労働者</th><th>支給額</th><th>支給対象期間</th></tr>
<tr><td>① 重度身体障害者
重度知的障害者
精神障害者
重度以外の知的障害者
（雇い入れ日時点45歳以上）</td><td>９０万円
（第１期：３０万円
第２期：３０万円
第３期：３０万円）</td><td>１年６か月</td></tr>
<tr><td>②
重度以外の知的障害者
（雇い入れ日時点45歳未満）</td><td>４２万円
（第１期：２１万円
第２期：２１万円）</td><td>１年</td></tr>
<tr><td>①②の短時間労働者
（1 週間の就労時間が 20 時間以上 30 時間未満）
の場合</td><td>３０万円
（第１期：１５万円
第２期：１５万円）</td><td>１年</td></tr>
</table>
※「支給対象期」とは、支給対象期間を６か月ごとに区分した期間をいい、支給対象期（第１～３期）ごとに支給します。
支給対象期間は、特定求職者雇用開発助成金の支給が終了した月の翌月から起算します。</td></tr>
<tr><td>交付申請等</td><td>各支給対象期が終了した月の翌月から３か月以内
※詳しくは担当窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>担当窓口
（部課係名）</td><td>くらし産業環境部　産業振興課　雇用促進グループ　（本館７階）
TEL：072-620-1620</td></tr>
<tr><td>インターネット検索</td><td>茨木市　障害者雇用　検索</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>制度名</th><th>合理的配慮の提供支援助成金</th></tr>
<tr><td>制度概要</td><td>平成 30 年 4 月 1 日施行の「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」により、事業者の障害のある人に対する合理的配慮の提供を義務化しており、事業者による合理的配慮の提供のための物品購入等に対し助成金を支給します。</td></tr>
<tr><td>助成対象事業者</td><td>下のいずれにも該当する事業者
①市内において、飲食、物販、医療その他の障害者を含む不特定多数のものの利用が見込まれる事業を行うもの
（中小企業者、小規模企業者、NPO法人）
②国、地方公共団体、独立行政法人等の公的法人が出資していないもの
③政治又は宗教的活動を目的としていないもの
④暴力団等でないもの</td></tr>
<tr><td>助成対象経費</td><td>下に掲げる経費のうち、国、都道府県、その他各種団体が実施する補助事業により補助の対象となっている経費以外の経費
<table>
<tr><th>対象経費</th><th>概要</th><th>助成限度額</th></tr>
<tr><td>コミュニケーションツール作成費</td><td>合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツールの作成に係る経費
例：点字メニュー等の作成</td><td>５万円</td></tr>
<tr><td>物品購入費</td><td>合理的配慮の提供を行うための物品（コミュニケーションツールを除く）の購入に係る経費
例：折りたたみ式スロープ、筆談ボード等</td><td>１０万円</td></tr>
<tr><td>工事施工費</td><td>合理的配慮の提供を行うための工事の施工に係る経費
例：スロープや手すりなどの工事等</td><td>２０万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>助成金額</td><td>助成対象経費の全額（助成限度額あり）</td></tr>
<tr><td>手続き等</td><td>購入・改修前に申請が必要です。
※詳細は、担当窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>担当窓口
（部課係名）</td><td>福祉部　障害福祉課　計画推進係（南館２階⑰番窓口）
TEL：072-620-1636</td></tr>
<tr><td>インターネット検索</td><td>
</td></tr>
</table>

制度名	障害理解促進事業補助金
制度概要	平成 30 年 4 月 1 日施行の「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に定める「共に生きるまち茨木」を実現するため、団体が市内で実施する障害者福祉の啓発、障害者との交流を深める行事及び障害理解促進に関する研修会を行うための費用を補助します。
補助対象事業	① (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者を主な対象として市内で実施する次に掲げる事業 ア　障害者福祉の啓発 イ　障害者との交流を深める行事 (2) 障害理解の促進に関する研修会の開催 ② 市内で実施する不特定多数の者を対象とした障害理解や障害者との交流に資する行事（自主製品等の販売等を含む。ただし、定例的な販売会等は除く。）
補助対象者	【補助対象事業①の対象者】 次のいずれにも該当する団体又は事業者 (1) 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が10人以上の団体又は事業者 (2) 政治的又は宗教的な活動を目的としていないもの (3) 暴力団等でないもの (4) 定款、規則、会則等による運営がなされているもの (5) 障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者並びにこれらと同等であると市長が認める事業者等でないもの 【補助対象事業②の対象者】 次のいずれにも該当する事業者 (1) 障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者並びにこれらと同等であると市長が認める事業者等であること (2) 本市が設置する施設の指定管理者でないこと (3) 指定を取り消された日から起算して 5 年を経過していること (4) 不正が認められた事業者は、費用の返還が完了していること
補助対象経費	人件費（補助対象事業②の場合は除く）、報償金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料、その他市長が認めるもの
補助金額	次のうちいずれか少ない額 (1) 5 万円 (2)補助対象経費の合計額に 5 分の 4 を乗じた額
手続き等	**事業実施前**に申請が必要です。 ※詳細は、担当窓口へお問い合わせください。
担当窓口 （部課係名）	福祉部　障害福祉課　計画推進係（南館 2 階⑰番窓口） TEL：072-620-1636
インターネット検索	茨木市　障害理解　検索

2　環境管理、緑化関連制度

制度名	環境管理制度認証取得事業補助制度
制度概要	市内の中小規模の事業者の皆さまを対象に、新たに環境管理制度（環境マネジメントシステム）を認証取得された場合、それに要した経費の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象環境管理制度】 ISO14001、ＫＥＳ、エコアクション 21、エコステージ **※自己宣言は対象外** 【補助対象事業者】 ・市内に事業所を有し、中小企業基本法第２条に定める中小企業者等で、過去に本制度による補助金交付を受けていない事業者 ・申請者と審査登録機関及びコンサルタント（コンサルタントと契約がある場合のみ）の**契約期間の開始日が環境管理制度の認証を取得した日から２年以内**であり、かつ審査登録機関による認証を**申請日の前年度の４月１日**から申請日までに新たに取得する必要があります。 ※大企業者が当該中小企業者の発行済株式又は出資金の２分の１以上を単独に所有し、又は出資している場合を除く。 ※国、地方公共団体、公団及び独立行政法人等の公的法人が出資している法人は除く。
補助金額	【ISO14001】 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額 （千円未満の端数は切り捨て、上限 50 万円） 【ＫＥＳ、エコアクション 21、エコステージ】 補助対象経費に２分の１を乗じて得た額 （千円未満の端数は切り捨て、上限 20 万円）
補助対象経費	①審査登録機関に支払った審査登録手数料 ②環境管理制度の認証を取得するためにコンサルタントに支払った経費 ③環境管理制度の認証を取得するための従業員教育のために支払った受講料又は講師謝礼金 ④認証取得に関係する図書購入費等 ※市外に立地する事業所と同時に認証取得しようとする場合の補助対象経費は、従業員数で按分
応募方法等	【募集期間】 申請年度の２月末日（期日が土日祝日の場合その翌日）まで **※先着順、予算の範囲内** 【応募方法】 募集期間内に申請書類及び添付書類(ＨＰ掲載)を直接、窓口に持参
担当窓口 （部課係名）	くらし産業環境部　環境政策課　政策係　（本館８階） TEL：072-620-1644
インターネット検索	

制度名	省エネ・省 CO_2 設備導入補助制度
制度概要	市内の中小企業者の皆さまを対象に、新たに太陽光発電設備をはじめとする新エネルギーの導入や省エネルギー改修を行った際の経費の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象事業者】 ・市内に事業所を有する中小企業基本法第２条第１項に定める会社 ・過去５年以内に本補助金の交付を受けていない会社 【補助対象事業】※次の**すべてを満たす**事業を対象とします。 ①補助対象となる経費が、50 万円以上であること。 ②申請時において工事等（契約や発注含む）が未着手であり、かつ、申請年度の３月 15 日までに支払いも含めて事業が完了すること。 ③省エネルギー改修による効果が、補助対象経費 100 万円あたり年間２ t CO_2 以上であること。 ④新エネルギー導入による効果が、補助対象経費 100 万円あたり年間１ t CO_2 以上であること。
補助金	次の金額の合計で、300 万円を限度とします。（どちらか一方でも可） ①太陽光発電システム：モジュール最大出力１kW あたり 12,500 円 ②その他の設備：導入に要した経費のうち、補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）
補助対象経費	設計費・本工事費・付帯工事費・機械器具費・測量費及び試験費 ※消費税額は対象となりません。 ※他の国庫補助や国費を財源とする補助金、寄附金その他の収入がある場合は、対象経費から除外します。
補助対象設備	・新エネルギー利用設備 太陽光発電システム、太陽熱利用、バイオマス発電・熱利用など ・省エネルギー改修 LED 照明・高効率空調設備・地中熱利用などの省エネルギー設備、窓の二重化、床・壁・天井・屋根の断熱化（遮熱フィルムや遮熱塗料の使用を含む）、高機能換気設備（全熱交換型の換気設備） ※地中熱利用：地中熱とは、浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーです。大気の温度に対して、地中の温度は地下 10～15ｍの深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなります。そのため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行います。 ※設備の導入による二酸化炭素の排出削減効果を客観的に把握できるものに限ります。 **※法定耐用年数が５年以上**あるか、メーカーもしくは販売店の**５年以上の保証**が必要です。
応募方法等	**予算の範囲内**で募集しておりますので、市指定の交付申請書・事業計画書・収支予算書・企業概要書に加え、必要な書類を添えて、担当窓口までご持参ください。 ※申請を検討される方は、**事前に**担当窓口までお問い合わせください。
担当窓口	くらし産業環境部　環境政策課　政策係　（本館８階） TEL：072-620-1644
インターネット検索	**茨木市　省エネ設備**　検索

環境教育ボランティアを活用し、職場内研修を実施しませんか

茨木市では、自然・省エネ・ごみ減量・地球温暖化など、それぞれが得意とする環境の分野について、講師として研修会を実施できる方に「環境教育ボランティア」として登録いただいており、さまざまなテーマに対応することができます。

職場における研修会の実施を希望される際には、下記担当窓口に問い合わせいただければ、市が講師との日程調整等を行いますので、ぜひともご活用ください。

【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部　環境政策課　推進係（本館８階）
TEL：072-620-1644

「公害関係法令・専用水道等に関する相談」について

環境保全課指導係では公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、
土壌汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、浄化槽法、PRTR 法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、茨木市生活環境の保全に関する条例）、
専用水道等について基準、届出、対策等に関する相談を受け付けています。
詳しくは担当窓口にお問い合わせください。



【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部 環境保全課　指導係（本館８階）
TEL：072-620-0024

「いばらき環境（エコ）ポイント」協賛事業所を募集しています

茨木市では、いばらき環境（エコ）ポイント事業の趣旨に賛同し、ポイント発行対象の行動や、抽選会の景品提供をいただく協賛事業所を募集しています。

※いばらき環境（エコ）ポイント事業とは
市民が環境に配慮した行動を実施した際にポイントを発行し、貯まったポイントに応じて抽選に参加できる事業です。

【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部　環境政策課　推進係（本館８階）
TEL：072-620-1644

「事業系ごみの減量」についての出前講座

事業系ごみの自己処理原則と減量化・リサイクルなどについて説明します。

「エコショップ認定制度」

廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗を茨木市エコショップとして認定し、市内事業者のこれらの取組を支援するとともに、環境にやさしい店づくりを市民に周知することにより循環型社会の形成を推進することを目的とする制度です。
詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部　環境政策課　資源循環係（本館８階）
TEL：072-620-1644

2－③

制度名	民有地緑化事業補助制度
制度概要	新たに道路沿いに植え込みや生垣を植栽、または、道路から眺望できる壁面を緑化する事業者に、その費用の一部を補助する制度です。
補助対象等	【補助対象者】 茨木市において事業所・事業所等の敷地を所有し、又は使用する事業者の方。（売買、賃貸等を目的とする場合を除く。） 【補助対象事業】 ○接道緑化 道路（幅員 2m 以上）と敷地との境界から 1.5m 以内に、新たに樹木を植栽する場合。道路にはみ出している生垣を改良する場合及び既存のブロック塀やフェンス等を撤去して樹木を植栽する場合も含みます。 ○壁面緑化 市街化区域内の道路（幅員 4m 以上）に面する敷地で、道路から一般的に眺望できるブロック塀やフェンス等、または、建築物及び擁壁の壁面等をつる性木本植物で新たに緑化する場合。 ※各事業に詳細な設置要件があります。詳しくは下記担当までお問い合わせください。
補助金額等	次に掲げる額のうちいずれか少ない額。 ○接道緑化 ①植栽設置に要する経費の 2 分の 1。 ②10 万円 ブロック塀等を撤去して樹木を植栽する場合は、撤去費用の 2 分の 1（上限 5 万円）を加えた額です。 ○壁面緑化 ①壁面緑化に要する経費の 2 分の 1。 ②10 万円 ※各事業に詳細な算定基準があります。詳しくは下記担当までお問い合わせください。
交付申請等	**事前申請**です。必ず工事の**着工前に**担当窓口までご相談ください。
担当窓口	建設部　公園緑地課　みどり推進係（南館 4 階） TEL：072-620-1654
インターネット検索	茨木市　民有地緑化　検索

3　建築物耐震等関連制度

制度名	民間建築物の耐震診断補助制度
制度概要	建築物の耐震診断を行おうとする事業者の皆さまに、耐震診断費用の一部を補助する制度です。
補助対象	【補助対象となる建築物】 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された店舗、工場、事務所などで「茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱」第 3 に規定された補助対象建築物 【補助対象者】 建築物の所有者
補助金額	○特定建築物：診断費用の 2 分の 1（上限 100 万円） ※詳細は窓口までご相談下さい。
手続き等	○事前相談⇒補助申請⇒診断⇒結果報告⇒補助金の受け取り **・申請前に耐震診断を実施されますと補助が受けられません。** ・増改築された場合は、補助を受けられないことがあります。 ※詳細は窓口までご相談下さい。
担当窓口（部課係名）	都市活力部　居住政策課　推進係　（南館 5 階） TEL：072-655-2755
インターネット検索	茨木市　耐震診断　検索

「建築相談会」

住宅や病院、店舗など不特定多数の方が利用される建築物、分譲マンションの耐震診断・耐震改修、修繕、建替え等に関する相談を受け付けております。

【相 談 日】　奇数月　第 3 木曜日　午後 1 時～4 時
【相談場所】　市役所　南館 1 階　市民生活相談課
【費　　用】　無料
【申　　込】　必要

※詳しくは下記担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
都市活力部　居住政策課　推進係　（南館 5 階）
TEL：072-655-2755

◆　その他のお知らせ

① 会社のＰＲ活動にご活用ください

茨木市では、市の新たな財源の確保及び事業の経費節減を図り、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的に発行物等を活用した広告事業を実施しています。

≪主な広告事業と募集時期≫
◎随時：広告付き番号案内システム、広告付き周辺地図案内板、市役所等窓口用封筒、
広告付き庁舎案内端末、市ホームページバナー広告、図書館壁面パネル、
新刊雑誌カバーステッカー等
◎期間限定：広報誌、各種冊子類、各種公用封筒など

また、市が募集する広告事業の情報をＥメールでお知らせする「茨木市広告情報メール配信サービス」を実施しています。詳細と最新情報はホームページをご覧ください。

インターネット検索：　茨木市　広告事業　検索

②事業者等の提案を募集しています

事業者の皆さんから、以下２つの類型を対象に市と事業者がもつ強みや資源を活用した連携により、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等が図られる提案を募集しています。

1　協働型提案：CSR 活動を通じた地域課題解決
2　契約型提案：①市有財産を有効活用する提案
（市の未利用地等への出店、ネーミングライツ事業、省エネ改修など）
② ①以外の事業者によるソリューション提案

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
企画財政部　政策企画課　企画連携グループ（本館３階）
TEL：072-620-1605　　Mail：kouminrenkei@city.ibaraki.lg.jp

インターネット検索　茨木市　民間提案制度　検索

③ふるさと寄附金返礼品協力事業者を募集します

茨木市では、本市の魅力や特産品等を広くＰＲするため、市外在住の寄附者へお礼の意味を込めて返礼品（商品やサービス）を贈呈しています。

そこで、より多くの市外の方に、茨木市に興味と愛着を持っていただくため、返礼品の提供に協力いただける事業者を募集します。

食品・物販・体験サービス（市内でのお食事やレジャー体験含む）などジャンルは問いません。全国に販路を広げてみませんか？（商品代・配送料などは市で負担します。）

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口】
企画財政部　まち魅力発信課　魅力発信係（本館３階）
TEL：072-620-1602　　Mail：furusato@city.ibaraki.lg.jp（ふるさと納税専用）

インターネット検索：　茨木市　ふるさと　事業者　検索

④ロケーション撮影協力施設を募集しています

市では、映画やドラマなどのロケーション撮影誘致のため、市内でロケ地としてご協力いただける施設等を募集しています。
あなたの会社やお店、お家などを映像に残してみませんか？
ご興味のある方はぜひご応募ください！
詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

【担当窓口】
企画財政部　まち魅力発信課　魅力発信係（本館３階）
TEL：072-620-1602
インターネット検索：　茨木市　ロケーション　検索

⑤企業等資料・情報の提供

業界動向等を調べるための専門書や、データベースによる新聞記事、法情報、官報、企業情報、大阪府内の商圏分析レポート等の提供及び相談を行っています。
図書館ホームページからも調査・相談の申し込みが可能です。(e-レファレンス)
詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
教育委員会　教育総務部　中央図書館　資料係（茨木市畑田町１番 51 号）
TEL：072-627-4129
インターネット検索：　茨木市　レファレンス　検索

⑥ビジネス書要約サービス「フライヤー」の提供

自分のスマホやタブレットから中央図書館、茨木市文化・子育て複合施設おにクルの Wi-fi に接続してフライヤーのサイトにアクセスすると、約 4,300 冊のビジネス書の要約を読むことができます。ぜひご利用ください。

【担当窓口】
教育委員会　教育総務部　中央図書館　資料係（茨木市畑田町１番 51 号）
TEL：072-627-4129
インターネット検索：　茨木市　ビジネス書要約　検索

⑦LGBTQ フレンドリー企業登録制度

茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言に賛同し、性の多様性の理解促進等に取り組み、一定の基準を満たす市内事業所を「茨木市 LGBTQ フレンドリー企業」として登録します。
登録された事業所は、認定ロゴマークの利用や、市ホームページでの紹介、ハローワークの求人票の求人に関する特記事項欄に「茨木市 LGBTQ フレンドリー企業」であることを掲載できます。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
共創文化部　人権・男女共生課　男女共生係（本館２階）　TEL：072-620-1640
インターネット検索：　茨木市　LGBTQ　フレンドリー企業　検索

⑧市施設の利用について

○茨木市には、事業所の皆さまが利用できる施設が整備されています。
○社内研修や就職面談などの会場として、是非、ご活用ください。
○主な施設をお知らせしますので、会議室の利用料金や施設概要などについては、各ホームページをご覧ください。
○なお、使用内容によっては一定の制限がありますので、ご注意ください。

【茨木市文化・子育て複合施設おにクル】駅前三丁目９-45
おにクルみらい（指定管理者）
TEL: 072-631-0296

【市民総合センター（クリエイトセンター)】駅前四丁目６－16
（公財）茨木市文化振興財団（指定管理者）
TEL:072-624-1726

【男女共生センター　ローズ WAM】元町 4-7
共創文化部　人権・男女共生課　男女共生センター　ローズ WAM
TEL:072-620-9920

【豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター】
・豊川いのち・愛・ゆめセンター　豊川四丁目４－28
TEL:072-643-2069
・沢良宜いのち・愛・ゆめセンター　沢良宜浜三丁目 12－19
TEL:072-635-7667
・総持寺いのち・愛・ゆめセンター　総持寺二丁目５－36
TEL:072-626-5660



【生涯学習センター　きらめき】畑田町 1-43
共創文化部　文化振興課　生涯学習センター　きらめき
TEL:072-624-8182

【コミュニティセンター】
市内には、さまざまな活動で利用することができるコミュニティセンターが 18 か所あります。詳細は、地域コミュニティ課（TEL:072-620-1604）又は各コミュニティセンターにお問い合わせください。

⑨企業と市民活動のマッチング

市民活動センターにおいて、ＣＳＲ等での社会貢献を考える企業と、市民活動（市民による自主的で公益的な活動）のマッチングを図ります。

【例】地域の清掃活動を考える企業と、川の清掃ボランティア団体
食料品提供を考える企業と、子ども食堂を運営する団体
地域イベントへのボランティアスタッフ提供を考える企業と、イベント開催を予定している団体
農産物等の地産地消（社内食堂メニューや社内販売など）を考える企業と、市内団体との新たな活動の検討
など、詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口】
市民活動センターきゃぱす（おにクル７階）
TEL：072-623-8820

⑩産業情報サイト「あい・きゃっち」の活用について

市内事業所の皆さま（企業等）の情報を発信することにより、市内産業の発展と消費者等の利便性向上を図ることを目的とした「情報発信サイト」を開設しておりますのでご活用ください。

なお、登録や情報発信に関して、費用はかかりません。

事業所の皆さまが、同サイトで情報を発信するには、「あい・きゃっち」のホームページ「新規事業所登録」からお申し込みください。

ホームページ　https://www.i-catch.city.ibaraki.osaka.jp/

【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部　産業振興課　経営支援グループ（本館７階）
TEL：072-620-1620
インターネット検索：



⑪企業における人権問題研修等に係る支援・性の多様性に係る研修・相談について

○人権教育・啓発に関する教材等をお貸しします

人権研修・学習等に活用してもらえるよう、人権に関するビデオ・ＤＶＤを無料で貸出しています。

【担当窓口】
共創文化部　人権・男女共生課　啓発係（合同庁舎６階）
TEL：072-622-6613

○いばらきにじいろ相談

性的マイノリティに関する電話相談を実施しています。
職場の関係者からのご相談にも対応しています。
毎月第４土曜日 15～20 時　TEL：080-4668-9510

○LGBTQ出前研修

アライ（多様な性を理解し、支援する人）を育成するための研修（１回90分）を無料で実施します。

【担当窓口】
共創文化部　人権・男女共生課　男女共生係（本館２階）
TEL：072-620-1640

⑫統計情報の提供について

毎月 15 日前後に、前月末時点の人口・世帯数をホームページ上で公表しています。

また、各種統計資料をホームページにて掲載していますが、希望される方には各種統計冊子、帳票の写しの交付を有料で行っています。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
総務部　総務課　統計係（本館３階）
TEL：072-620-1611

⑬茨木地区人権推進企業連絡会について

企業の相互連携を図り、企業の立場から主体的に人権問題に関して幅広い啓発活動を進めるため、公正採用選考人権啓発推進員設置事業所が結集し、茨木市、茨木公共職業安定所、大阪企業人権協議会等との関係機関と協力しながら、人権問題研修会を中心に活動を行っています。

会員になると、下記の優遇を受けることができます。※年会費があります。

○人権関連の研修会への参加補助
・推進員研修
・従業員対象研修（管理者・一般職員・新入社員）

○人権啓発教材（DVD）による社内研修ができます。
ハラスメント、企業活動の CSR、同和問題、障害者問題、メンタルヘルスなど、多分野の DVD を取り揃えています。
※研修用にプロジェクターも貸出しています。

○その他の活動
・就職差別撤廃月間啓発街頭キャンペーン（６月）

人権を大切にした
職場づくりを
目指します

【担当窓口】
くらし産業環境部　産業環境部　雇用促進グループ（本館７階）
TEL：072-620-1620

インターネット検索：



⑭ブロック塀等撤去事業補助制度

危険なブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路等利用者の安全確保等に資するため、所有者がブロック塀等を撤去する工事に対し、その費用の一部を補助します。

【補助対象者】
ブロック塀（コンクリートブロック、万年塀、れんが造、石塀など）の所有者
※補助要件については担当課にお問い合わせください。

【補助金額】
①茨木市教育委員会が指定した通学路に面している場合：30 万円
②その他道路等に面している場合：　20 万円

【担当窓口】
建設部　建設管理課　（南館４階）
TEL：072-620-1650

⑮障害者雇用をお考えの事業主様へ

＜事業主様へのサポート＞

障害者を雇用するなかで、「どのように接したらいいの？」、「仕事を教えるにはどんなことに気をつければいいの？」等、就労している方の支援の方法や障害についてわからないことがありましたら、茨木市立障害者就労支援センターかしの木園、茨木・摂津就業・生活支援センターなど関係機関と協力し、アドバイス等をさせていただきます。

＜共同受注＞

企業様からアウトソーシングされた仕事（組立作業・封入作業等）を内容に応じて茨木市立障害者就労支援センターかしの木園が、市内障害福祉サービス事業所等にマッチングしますので、アウトソーシングをお考えの企業様はご連絡ください。

「障害についての理解を深めたい」
「働く意欲のある障害者の方についてもっと知りたい」　等

下記あてに、お気軽にご相談ください。

【担当窓口（部課係名）】
福祉部　障害福祉課　計画推進係　（南館２階⑰番窓口）
TEL：072-620-1636
茨木市立障害者就労支援センター　かしの木園
TEL：072-626-5910
茨木・摂津　就業・生活支援センター
TEL：072-665-7670

⑯働きやすい職場づくりに取り組み、企業のアピールをしませんか

市では、ワークライフバランスの推進や、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進等に取り組み、一定の基準を満たした事業所を「茨木市働きやすい職場づくり推進事業所」として認定する制度を実施しています。

認定を受けられた事業所には、認定期間中、次のようなメリットがあります。

・広報誌や市ホームページ、茨木市産業情報サイト「あい・きゃっち」で事業所をＰＲします！
・市の就職支援イベントで、貴事業所を紹介しますので、求職者の増加や、優秀な人材確保が図れます！
・ハローワークの求人票の裏面に、茨木市働きやすい職場づくり推進事業所である旨を記載できます！
・茨木市正規雇用促進奨励金が増額されます！

ぜひ、認定に向けて働きやすい職場づくりに取り組んでみてください。

【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部　産業振興課　雇用促進グループ（本館７階）
TEL：072-620-1620

インターネット検索：　茨木市　働きやすい　検索

茨木市 働きやすい
職場づくり推進事業所

⑰茨木市勤労者互助会のご案内

茨木市勤労者互助会は、事業所単独では実施困難な勤労者の福利厚生の充実や雇用の安定を目的に多彩なサービスを提供しています。パートタイマーの方も利用できますので、ぜひご利用ください。

○会費　一人につき月額500円（※原則、会員の２分の１以上は事業主の負担で、事業主が負担された会費は、税法上、損金または必要経費として処理可）

【サービスの一例】

○共済給付金　結婚：40,000円、子の出生：16,000円、
子の小・中学校入学：12,000円など

○福利厚生事業

宿泊・レジャー施設等の優待・割引、テーマパーク補助（USJ、東京ディズニーランド、東京ディズニーシー）、
人間ドック受診費用補助、各種講習会

【問合先】

茨木市勤労者互助会（茨木商工会議所内）　TEL：072-622-6631



⑱就労に課題を抱える方々の一歩を応援しませんか

市では、仕事が長く続かない、家庭の事情等で就労に制限がある、ひきこもりや長期不就労状態で働く自信がない等、就労に課題を抱える方々に対する支援を行っています。

就労支援員や総合相談員などの支援者が、事業者と当事者との間の調整、必要に応じた定着支援、技能実習生等外国にルーツを持つ方への生活支援など、一人ひとりの状況に合った伴走支援を行うことで、早期離職を予防し、「貴重な人材」として社会で活躍していただけるよう応援しています。

雇用の受け入れや、就労されている方の支援の方法等について、わからないことがありましたら、ぜひご相談ください。

【担当窓口（部課係名）】

共創文化部　人権・男女共生課　各いのち・愛・ゆめセンター

⑲合同就職面接会のご案内

事業主の皆さまの人材確保を支援するため、ハローワーク、茨木商工会議所と連携し、「合同就職面接会」を開催しています。
会場内に企業ごとのブースを設け、求職者と直接採用面接を行っていただきます。
参加費・紹介料はかかりません。ぜひ、人材確保の機会としてご利用ください。
開催時期　5月（子育て世代向け）・7・10月（一般向け）・11月（障害者向け）など
参加方法等詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】

くらし産業環境部　産業振興課　雇用促進グループ（本館７階）
TEL：072-620-1620

⑳省エネ診断受診事業補助制度

省エネルギーに取り組む企業を支援して、二酸化炭素排出量の削減を促進し、市域の低炭素化を図ることを目的として、省エネルギー診断を受診された場合、要した経費の一部を補助します。令和９年３月1日まで受付中です。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

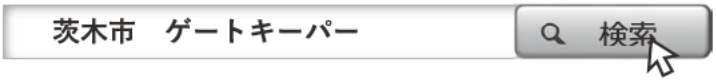
【担当窓口（部課係名）】
くらし産業環境部　環境政策課　推進係（本館８階）
TEL：072-620-1644
インターネット検索：



㉑ゲートキーパー養成講座

自殺防止のための正しい知識を持つために、講義とロールプレイで学びます。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
健康医療部　健康づくり課　健康増進係（保健医療センター）
TEL：072-625-6685
インターネット検索：



㉒消費生活センター出前講座

消費生活に関する知識の普及や消費者トラブルの未然防止などのため、市内事業所の社員研修等に講師を派遣します。

詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

【担当窓口（部課係名）】
市民文化部　市民生活相談課　消費生活係（市役所南館１階）
TEL：072-624-0799
インターネット検索：



㉓市ブランドメッセージ（ロゴ）の活用を

市では、ブランドメッセージ「次なる茨木へ。」を職員の名刺や歩道の街路灯フラッグなどに活用し、市内外へのシティプロモーションに取り組んでいます。

ブランドメッセージの持つ次へ向かっていくイメージに共感していただき、名刺やパンフレット、各種商品などにご活用ください。



【担当窓口】
企画財政部　まち魅力発信課（本館３階）
TEL：072-620-1602
インターネット検索：



茨木市の企業支援係では、企業の皆さまからのご相談をお待ちしております。

お気軽にお問い合わせください！

【茨木市 くらし産業環境部 産業振興課 企業支援グループ】

〒567-8505　茨木市駅前三丁目８番１３号（本館７階）
TEL:072-620-1620　　FAX:072-627-0289
E-mail: kigyousien@city.ibaraki.lg.jp

インターネット検索　茨木市　産業振興課　検索

【お役立ち帳（本リーフレット）ご利用にあたって（ご注意願いたいこと）】

※　このリーフレットでは、令和８年度（2026 年度）に、市が実施している補助金制度等の概要をとりまとめています。予算の範囲内で行っている事業があるため、制度によっては、対象要件を満たしても補助金等の交付を受けることができない場合があります。

※　情勢の変化等により、年度途中においても制度が変更することもありますので、申請や必要な手続等を進めるに際しては、直接、担当窓口にご相談ください。

次なる茨木へ。

茨木には、次がある。

令和8年（2026年）6月作成

このリーフレットは、100部作成し、1部あたりの単価は1,018.60円です。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。